

令和7年度上砂川町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めるものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全組織を対象とする。

3 調達対象施設等

この方針における調達対象施設は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- ウ 在宅就業障害者等
 - ① 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - ② 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

- 4 調達する物品等
分野を限定せず調達に努める。
- 5 調達の目標
令和7年度の調達目標は、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。
- 6 調達の推進方法
 - (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
 - (2) 調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約を活用する。
- 7 調達方針及び実績の公表
 - (1) 本町における調達方針を策定又は見直しをしたときには、町ホームページ等により公表する。
 - (2) 町は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。
- 8 庁舎内での物品販売
役場庁舎内での障害者就労施設等の物品販売については、場所を提供し、活用を図る。
- 9 担当窓口
この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。